

やまぐち食べきり協力店制度実施要領

山口県食品ロス削減推進協議会

1 目的

食品ロスの削減の取組を実践する旅館・ホテル、飲食店等を登録し、その取組を広くPRすることにより、事業者、消費者等の意識啓発を図り、食品ロス削減に向けた県民運動を展開する。

2 登録の対象

山口県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）は、この要領の定めるところにより、山口県内で営業する旅館・ホテル等の宿泊施設及び飲食店（以下「事業者」という。）を「やまぐち食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録する。

3 登録の要件

協力店は、別記「取組指針」に掲げる取組項目のうち、3項目以上を実践する事業者とする。

4 登録手続等

(1) 申込方法

登録を希望する事業者は、申込書（様式1）を協議会事務局に郵送、メール、FAX又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

(2) 登録

協議会は、申込書の内容を審査し、適当と認めたときはこれを登録し、登録名簿及び県ホームページ（以下「登録名簿等」という。）に登載するとともに、事業者に登録票（様式2）を交付する。

(3) 登録票の掲示等

協力店は、登録票を店舗内に掲示するとともに、ステッカーその他の啓発ツールを活用し、来客等に取組をPRするものとする。

5 登録内容の変更等

(1) 変更の届出

- ① 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、協議会に届け出るものとする。
- ② 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等を修正するものとする。

(2) 登録の廃止

- ① 協力店は、取組が困難になり、又は施設を廃止する等の理由により取組を廃止するときは、登録票を撤去するとともに、協議会に届け出るものとする。
- ② 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等から削除するものとする。

(3) 登録の抹消

- ① 協議会は、協力店が要件を満たさなくなり、又はこの制度の信用を失墜させるような行為を行った等の理由により、登録が適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。
- ② 登録を抹消された協力店は、速やかに登録票を撤去するものとする。

6 その他

協力店は、取組状況の調査その他協議会が実施する各種調査に協力するものとする。

附 則

この要領は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

取 組 指 針

食品ロス削減の実践の目安となる基本的な取組内容、留意事項等は、次のとおりとする。

取組項目	取組内容	留意事項等
☆ 情報提供	・ 食べきりメニューの提示	○ 自社ホームページやパンフレット等による来客、旅行業者等へのPR
	・ 「取組協力店」のPR	○ 登録票、ポスター等の店頭・店内掲示 ○ 自社ホームページや他のサイト、フリーペーパー等によるPR
☆ 情報収集	・ お客様への聞き取り ・ 食べ残しの材料の種類や量の把握	○ 食事前：希望メニュー（料理の追加・不要、アレルギー、嗜好、年齢等）の聞き取り ○ 食事後：満足度の聴取り 食べ残し量等の把握→メニュー変更、改善
☆ 仕入保存調理	・ 無駄のない食材の確保 ・ 食材の使いきり	○ 希望メニュー・人数に応じた食材の確保 ○ ロスの少ない食材の確保（カット野菜等） ○ 食材の先入れ・先出し ○ 野菜の芯や茎等の有効活用（スープ、ジュース等）
☆ 料理提供	・ 希望量に応じた食事の提供	○ 量を選択可能なメニューの設定 1人前のごはんを1/2、1/4で提供等 キッズサイズ、量り売りなど、おかずの量を加減できるメニュー・仕組みの導入 ○ おかわり可能なメニューの設定（ごはん等） 最初、小盛りで提供し、おかわり可能に設定
	・ 品出し方法の工夫	○ お品書き（会席料理等）やメニューでの素材の説明 →嗜好等へ対応 ○ お客様の食事スピードを考慮した声かけ、品出し →お客様からの品出し希望へ対応
☆ 有効活用	・ 料理の持ち帰り	○ 持ち帰り者に責任があることを周知徹底 ○ 十分に加熱した食品に限定 ○ 持ち帰り者に喫食時の再加熱を指導 ○ 食中毒が多発する6月～10月の持ち帰り禁止 ○ 注意事項を記載した文書の添付
	・ 食品廃棄物のリサイクル	○ 堆肥化、飼料化の取組